

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 3時間以上5時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	注 入浴介助を行った場合	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所内同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合																										
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (515 単位)	×70/100	×70/100	×63/100		1日につき +50単位		1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1日につき +94単位																										
			要支援2 (570 単位)																																				
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (782 単位)																																				
			要支援2 (873 単位)																																				
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (890 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位																																
			要支援2 (995 単位)																																				
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (465 単位)			×63/100																																	
			要支援2 (516 単位)																																				
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (703 単位)																																				
			要支援2 (785 単位)																																				
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (800 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位																																
			要支援2 (893 単位)																																				
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満		要支援1 (249 単位)	×63/100																																			
			要支援2 (263 単位)																																				
	(2) 5時間以上7時間未満		要支援1 (404 単位)																																				
			要支援2 (427 単位)																																				
	(3) 7時間以上9時間未満		要支援1 (466 単位)			9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位																																	
			要支援2 (493 単位)																																				
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)													注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計																									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																																						
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×29/1000)																																						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)																																						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)																																						
注 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																																							

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	過少サービスに対する減算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要支援1 (4,469 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×70/100
	要支援2 (7,995 単位)				
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ハ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×42/1000)	注 所定単位は、イからニまでに算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				
： 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (798 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (785 単位)					1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (828 単位)				1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2)介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (815 単位)					1日につき +25単位		
ハ 初期加算			(1日につき 30単位を加算)						
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))						
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)							
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)							
ヘ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 12単位を加算)							
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)							
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)							
ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、イからヘまでに算定した単位数の合計						
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +(1)の90/100)							
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(1)の80/100)							
※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。									